

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年9月

熊本県和水町

## 目 次

### 第1

農業経営基盤の強化の促進に関する目標（P. 1～）

- 1 和水町の位置及び農業の現状
- 2 農業構造の現状及び変化
- 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の目標
- 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標
- 5 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

### 第2

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する  
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（P. 5～）

#### 第2の2

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する  
営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき  
農業経営の指標（P. 9～）

### 第3

第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項  
（P. 11～）

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
- 2 町が主体的に行う取組
- 3 関係機関との連携・役割分担の考え方
- 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集  
・相互提供

### 第4

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標  
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項（P. 13～）

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 第5

農業経営基盤強化促進事業に関する事項（P. 15～）

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- 6 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

## 第6 (P. 23~)

その他

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 和水町の位置及び農業の現状

和水町は、熊本県の北部に位置し、地勢は概ね山岳に囲まれた中山間地帯にあり、山間地ではみかん、丘陵地ではみかん、ブドウ、梨等との複合経営が行われている。平坦部では経営の発展を図るため、稲作を主体に施設園芸の導入によるスイカ、イチゴ、ナス等の栽培が盛んとなっている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。

また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

### 2 農業構造の現状及び変化

本町の農業は、従来から兼業が多く、近年の更なる兼業の増加により特に土地利用型において担い手不足が深刻化している。また、施設型農業については、全般的に経営規模が小さく、相当規模の経営規模をもつ一部の農家においても、一定の所得を確保しているものの、機械化、省力化技術導入の遅れ等により、労働時間過多だけでなく、作業環境等の質的な面でも労働過重となっている。

更に類型を問わず、農業分野全体において労働力不足が顕著であり、新規就農者や担い手の確保とともに、新たな農道力の確保についても、特に規模拡大を志向する農家においては喫緊の課題となっている。

また、旧来より、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は進展を見せていなかったが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を契機に流動化が進む可能性が高まっている。

### 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の目標

町は、このような地域の農業構造の現状の下、農業が職業として選択され得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及び周辺市町における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生産所得に相当する年間農業所得（主たる従事者一人当たり295万円以上）、年間労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本町の農業生産の相当

部分を担う農業構造の確立をめざすものとする。

#### 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

##### (1) 新規就農の現状

本町の近年の新規就農者数は平均2名程度であり、従来からの主要農産物である米やスイカ、ナス、イチゴ、みかん、ブドウ、梨の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

##### (2) 目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

##### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる「新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増する」という新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標600人」を踏まえ、本町においては年間6人の当該青年等の確保を目標とする。

また、雇用就農の受け皿となる法人を5年間で3法人増加させることを目標とする。

##### イ 労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の8割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたり年間農業所得250万円程度)を目標とする。

#### 5 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

町は、将来を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展をめざすにあたって、これを支援するため、以下の取組を実施する。

##### ア 地域計画の策定・推進

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)の改正により、地域ごとに定めることが義務付けられた地域計画(法第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。)の策定を推進し、認定農業者をはじめとする担い手はもとより、非農家等、地域の構成員の積極的な参画のもと、熊本県北広域本部玉名地域振興局(以下、「玉名地域振興局」

という。)や農業委員・農地利用最適化推進委員等の関係者の適切な助言をもとに、将来に渡り地域の中心的な経営体として位置付けられる担い手の確保を図るとともに、地域の実情に即した支援を推進し、計画の実現を図るものとする。

地域計画策定のための話し合いを進めるにあたっては、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

#### イ 認定農業者等、担い手の育成

町、玉名農業協同組合（以下、「JAたまな」という。）、農業委員会及び玉名地域振興局等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、和水町担い手育成総合支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。更に望ましいスマート農業経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等、更に、農業経営相談所をフル活用し、意欲ある農業者を対象に認定農業者へ誘導することとする。

また、農業経営における収益配分及び経営方針・計画の決定等、家庭内での経営上の位置づけを明確化する家族経営協定の推進を図るとともに、共同申請による女性認定農業者の拡大を図る。

#### ウ 集落営農の推進

地域農業の担い手や小規模な農業者、高齢農業者等の多様な経営体等による農地、農業用水等の農業生産基盤となる資源の維持管理、補助労働力の提供等について、地域計画に基づく話し合いを行い役割の明確化したうえで、地域の合意に基づく持続的な営農による農業の進行・発展に向けた活動を推進する。

#### エ 企業の農業参入の支援

持続的かつ安定的に発展する地域農業の確立を図るため、農業経営に取り組む企業に対し農地のあっせんや指導・助言等を行う。

#### オ 集落営農組織等の育成・法人化の推進

集落営農組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。生産組織の育成にあたっては、集落における土地利用調整、水利調整、労働力調整等の

集落機能の活用が基本となるため、集落の特性に応じて、最も効率的な土地利用型農業が確立できるよう、徹底した話し合い活動を推進する。

また、集落営農が困難な地域では、集落外の農家グループによる農作業受委託組織等による農作業受委託等、地域の実情に即した多様な生産組織の育成を図り、当該組織全体の法人化を推進する。

#### カ 女性農業者をはじめとする新たな担い手の参画促進

町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参画を促進する。

#### キ 有機農業の推進

安心・安全な食品を求める消費者意識の高まりやそれに伴うニーズの多様化、輸入農産物の急増等により農作物価格が低迷している状況を鑑み、高品質・低コストによる売れる農産物づくりをはじめ、土づくりを基本とした有機農業を推進し、持続可能な農業経営を育成するものとする。

#### ク 6次産業化の推進

農村資源と人材・技術等を活かしつつ、2次・3次産業等地域の他産業分野と連携し、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進しながら、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。

#### ケ スマート農業の推進

品質・収量の向上及び農業経営の省力化・軽労化の実現に向け、ロボット技術やICT・IOT等を最大限に活用したスマート農業を積極的に推進する。

#### コ セーフティネット等の活用の推進

農業経営における様々なリスクに対し、収入保険等、農業者の経営形態に応じた適切なセーフティネットの加入促進を図るとともに、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために農業版BCP（事業継続計画）の作成・活用を推進する。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

指標の策定に当たっては、次の事項を前提としています。

### ①家族経営

【目標年次】令和11年

【目標農業所得】主たる従事者1人当たり295万円以上

【労働時間】従事者1人当たり年間2,000時間程度

【自家労働】1経営体当たり経営者を含めて従事者2～3名

【雇用労働力】雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

### ②法人経営

【目標所得】主たる従事者1人当たり295万円以上

【労働時間】従事者1人当たり年間2,000時間程度

【雇用労働力】雇用労働力の導入

## 経営類型

### ①家族経営

#### ア 規模拡大型

営農類型	経営規模（a）	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
			資本装備		
スイカ	経営面積 スイカ 230	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作型に適合した施設整備による生産の安定と労力配分</li> <li>・土づくり</li> <li>・圃場整備（用排水分離）</li> <li>・生育作業効率の向上</li> </ul>	連棟、単棟ハウス 自動開閉装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営の体質強化のための自己資本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結</li> <li>・休日制の導入</li> <li>・給料制の導入</li> <li>・労災保険等への加入</li> <li>・労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>・農繁期の臨時雇</li> </ul>

<p>果樹 +水稲</p>	<p>経営面積 ぶどう 180 なし 100 水稲 50</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圃場・集団化</li> <li>・早中晩生品種の適切な組み合わせによる労働分散及び危険分散</li> <li>・暖効性肥料による追肥の省力化</li> </ul>	<p>トラクター 皮はぎ機 スピードスプレヤー トンネルハウス スプリンクラー</p>	<p>の充実</p>	<p>用の確保 ・収入保険への加入</p>
<p>ハウスナス +水稲</p>	<p>経営面積 ハウスナス 30 水稲 100</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌の改良と維持</li> <li>・接ぎ木の省力化</li> <li>・土壌水分の適正管理ができる施設の整備</li> <li>・自動開閉装置や無人防除機等の導入による省力化</li> <li>・生産の組織化</li> <li>・輪作体系の導入</li> </ul>	<p>連棟ハウス 自動開閉装置 無人防除機 自動灌水施設 暖房機 トラクター ブロードキャスター</p>		
<p>イチゴ +水稲</p>	<p>経営面積 イチゴ 40 水稲 80</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高設栽培の導入</li> <li>・圃場の集団化</li> <li>・花芽分化の促進(株冷、夜冷育苗施設の利用)</li> </ul>	<p>連棟ハウス 自動開閉装置 自動灌水施設 冷蔵夜冷育苗施設 温風暖房機動力 噴霧器 煙霧機 トラクター</p>		

温州みかん + 水稻	経営面積 温州みかん 450 水稻 40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労力分散のための品種の適正配分</li> <li>・機械化のための樹園地の団地化と改造</li> <li>・高畦、マルチ等高品質果実生産体系の導入</li> <li>・SSによる防除</li> <li>・労力の節減</li> </ul>	格納作業舎 ポンプ倉庫 貯水槽 混合槽 攪拌機 動力草刈機 トレンチャー スピードスプレヤー 運搬機 動墳		
夏秋ナス + 水稻 + 筍	経営面積 夏秋ナス 40 水稻 100 筍 50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌の改良と維持</li> <li>・接ぎ木の省力化</li> <li>・土壌水分の適正管理ができる施設の整備</li> <li>・自動開閉装置や無人防除機等の導入による省力化</li> <li>・輪作体系の導入</li> </ul>	単棟ハウス 自動開閉装置 無人防除機 自動灌水施設 温風暖房機 トラクター ブロードキャスター		
葉たばこ + 水稻	経営面積 たばこ 160 水稻 500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌の改良と維持</li> <li>・作業機の整備</li> <li>・高架型作業車の利用</li> <li>・受委託乾燥施設の利用</li> <li>・輪作体系の導入</li> <li>・航空防除</li> <li>・機械の共同利用</li> </ul>	機械格納庫 トラクター ブロードキャスター パワーディスク ライムソロー 掘溝機 畦立被覆機 堆肥散布機 移植機 高架型作業車 移動圧搾機 動噴 自動収穫機		

## ②法人経営

### ア 規模拡大型

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	酪農 300 頭	・機械による効率的大規模経営	乳牛舎 サイロ バンカーサイロ	・経営の自己分析能力の向上	・休日制の導入 ・労災保険等への加入

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・良質の自給飼料生産</li> <li>・搾乳ロボットの導入による労力の省力化</li> <li>・農地交換、分合の推進による圃場の団地化</li> </ul>	堆肥舎 コンプリートミキサー ミルキングパーラー バルククーラー トラクター ショベルリフト 堆肥散布機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険への加入</li> <li>・労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>・雇用労働力の導入</li> <li>・収入保険への加入</li> </ul>
肥育牛 + 食肉販売 + 堆肥販売	肥育牛 520 頭 食肉販売 4000kg 堆肥販売 700 t	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子牛から肥育まで一貫経営</li> <li>・自社ブランド牛の販売促進</li> <li>・鮮度の維持管理</li> <li>・機械での給餌</li> <li>・完熟堆肥</li> </ul>	牛舎 管理棟 堆肥舎 ショベルカー トラクター ダンプ 堆肥散布機		
水稲 + 加工用カンショ + バレイシヨ + 作業受託	水稲 370 加工用カンショ 450 バレイシヨ 300 乾燥調製 22,000 俵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械化により大規模経営</li> <li>・基盤整備区画の利用集積による規模拡大</li> <li>・土地の連担化、集団化による作業効率の向上</li> <li>・自社ブランド創設</li> </ul>	トラクター コンバイン ドローン防除機 播種作業倉庫 堆肥舎 堆肥散布機 乾燥機		

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の  
 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4(2)に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

経営類型

①家族経営

ア 規模拡大型

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
スイカ	経営面積 スイカ 100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作型に適合した施設整備による生産の安定と労力配分</li> <li>・土づくり</li> <li>・圃場整備(用排水分離)</li> <li>・生育作業効率の向上</li> </ul>	連棟、単棟ハウス 自動開閉装置 トラクター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定締結</li> <li>・休日制の導入</li> <li>・給料制の導入</li> <li>・労災保険等への加入</li> <li>・労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> <li>・収入保険への加入</li> </ul>
果樹 +水稲	経営面積 ぶどう 100 なし 80 水稲 50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圃場・集団化</li> <li>・早中晩生品種の適切な組み合わせによる労働分散及び危険分散</li> <li>・暖効性肥料による追肥の省力化</li> </ul>	トラクター 皮はぎ機 トンネルハウス スプリンクラー 田植機 コンバイン 動力草刈機 運搬機械		
ハウスナス +水稲	経営面積 ハウスナス 10 水稲 100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌の改良と維持</li> <li>・接ぎ木の省力化</li> <li>・土壌水分の適正管理ができる施設の整備</li> <li>・自動開閉装置や無人防除機等の導入による省力化</li> <li>・生産の組織化</li> <li>・輪作体系の導入</li> </ul>	連棟ハウス 自動開閉装置 自動灌水施設 暖房機 田植機 コンバイン トラクター		

イチゴ + 水稲	経営面積 イチゴ 12 水稲 100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高設栽培の導入</li> <li>・圃場の集団化</li> <li>・花芽分化の促進 (株冷、夜冷育苗施設の利用)</li> </ul>	連棟ハウス 自動開閉装置 自動灌水施設 冷蔵夜冷育苗施設 温風暖房機 動力 噴霧器 煙霧機 トラクター		
温州みかん + 水稲	経営面積 温州みかん 200 水稲 40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労力分散のための品種の適正配分</li> <li>・機械化のための樹園地の団地化と改造</li> <li>・高畦、マルチ等高品質果実生産体系の導入</li> <li>・労力の節減</li> </ul>	格納作業舎 ポンプ倉庫 貯水槽 混合槽 攪拌機 動力草刈機 運搬機 動墳 トラクター		
夏秋ナス + 水稲 + 筍	経営面積 夏秋ナス 15 水稲 100 筍 40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌の改良と維持</li> <li>・接ぎ木の省力化</li> <li>・土壌水分の適正管理ができる施設の整備</li> <li>・自動開閉装置や無人防除機等の導入による省力化</li> <li>・輪作体系の導入</li> </ul>	単棟ハウス 無人防除機 自動灌水施設 温風暖房機 トラクター		
葉たばこ + 水稲	経営面積 たばこ 80 水稲 100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌の改良と維持</li> <li>・作業機の整備</li> <li>・高架型作業車の利用</li> <li>・受委託乾燥施設の利用</li> <li>・輪作体系の導入</li> <li>・航空防除</li> <li>・機械の共同利用</li> </ul>	機械格納庫 トラクター 掘溝機 畦立被覆機 堆肥散布機 高架型作業車 動噴 コンバイン 田植機		

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品であるスイカ・イチゴ・ナス・みかんや水稻等の農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有する人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、熊本県農業経営・就農支援センター、玉名地域振興局、JAたまな等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援等の受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事するもの、他の仕事とともに従事する者等、農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、玉名地域振興局やJAたまな等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設ける等、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展が出来るよう必要なフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれるものに対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、JAたまな、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、協議会及びJAたまなと連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、くまもと農業経営継承支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、JAたまなと連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及びくまもと農業経営継承支援センター等の関係機関へ情報提供する。更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、くまもと農業経営継承支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

##### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと概ね次に掲げる程度である。

##### ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
<p style="text-align: center;">面積のシェア：80%</p> <p>なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業等を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。</p>	

注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェア面的集積の目標である。

注) 2 目標年次は、概ね10年先とする。（令和11年）

##### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

###### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

三加和地区では、稲作を主体として、果樹（みかん）と施設園芸（イチゴ、ナス）を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、菊水地区では、水稻を主体とする兼業農家が多く、一部の農作業については受委託が行なわれているものの、農地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や高齢化により離農者も増加傾向にある。

更に、山間部の湿田や日照条件の悪い農地では、鳥獣による被害が拡大し、耕作放棄地が増加し問題となっている。

###### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の望ましい農地利用の在り方

町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地の貸

付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営等、地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を地域ぐるみで進めることとする。

(3) 農用地の効率的かつ総合的な利用の実現に向けた取組方針と関係機関・団体との連携等  
農用地の効率的かつ総合的な利用の実現を図るため、町、農業委員会、農地中間管理機構、JAたまな、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。その際に、農地の円滑な集積に有効な農地情報図（GIS）の利活用も併せて促進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、JAたまな、土地改良区、公益財団法人熊本県農業公社（以下、「公社」という。）及び協議会等による連携体制を整備する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、熊本県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の「1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて実施するものとする。

### 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては町の広報誌やホームページへの掲載等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図ること。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、JAたまな、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、熊本県、その他の関係者とし協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手および受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林振興課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの策定が行われている区域をもとに、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、そのうえで、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等に寄る農用地の保全等を図ること。

また、町は、地域計画の策定に当たって、熊本県・農業委員会・農地中間管理機構・JAたまな・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施するものとする。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助成するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われている場合は、該当単位とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹等、利用形態が異なる農地がある場合、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

②農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ①(2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)参考様式第6-1号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ②町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規定で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告する。
- ④①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ①(5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等、農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ②①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規定は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （７）農用地利用改善団体の勸奨等

①（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

②①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

①町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

②町は、（５）の①の規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、玉名地域振興局、農業委員会、JAたまな、公社等の指導、助言を求めてきたときは、協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農作業受託料金の情報提供や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

### 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、公社の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

J Aたまな等と連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

#### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

主体となって玉名地域振興局や農業委員会、J Aたまな等と連携・協力してサポートチーム結成し、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しのお話しを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、町の認定農業者協議会等との交流の機会を設ける。

また、商工会等とも連携して、出荷のためのアドバイスをを行う等、生産物の販路の確保を支援する。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げるサポートチームにおける指導に限らず、直売施設への出荷促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農

関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。更に、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) サポートチームにおける関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農林振興課、技術や経営ノウハウについての取得については玉名地域振興局等、就農後の営農指導等フォローアップについてはJAたまな、農地の確保については農業委員会、公社等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 公社が行う特例事項の実施の促進に関する事項

- ①町は、県下一円を区域として特例事業を行う公社と連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって公社が行う事業の実施の促進を図る。
- ②町、農業委員会、JAたまなは、公社が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

### (2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 町は、県営圃場整備事業、農用地有効利用モデル集落整備事業、農道改良カントリーエレベーター、園芸新施設パイロット事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 町は、農村地域定住促進対策事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作に通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- エ 町は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- オ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (3) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、玉名地域振興局、JAたまな、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、JAたまな、土地改良区及び公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和4年3月24日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和5年9月11日から施行する。

変更前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和4年3月24日和水町公告第9号)における利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日(その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日)までの間は、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。